

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第11回）議事概要

- 1 日時：平成20年7月7日（月）15:00～18:00
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 出席者：
（委員）美添座長、伊藤委員、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、森委員、山本委員
（審議協力者）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
（事務局）中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長 他
- 4 議事次第 （1）統計の中立性等について
（2）部会報告の審議について
（3）その他

5 議事概要

議題1：統計の中立性等について

総務省政策統括官室から、資料1、参考資料2及び3に基づき統計の中立性等に関する論点を説明。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 英国では、閣僚に対する事前説明に関する規律を定めているが、我が国の現状はどうか。
- ・ 公表前の集計結果の漏洩に関しては罰則付きでの禁止規定はあるが、公表前の内部手続について、各省共通の定めは特段ない。
- ・ 独立性、中立性を論じるに当たっては、①組織の話か個人の話か、②組織内の手続についてまで規律する必要性について整理しておくべき。
- ・ ①については、組織論でなく、作成過程の透明性について論じたもの、②については、大臣への事前説明のタイミングについてまで規律化すべきか議論が必要との趣旨。
- ・ 公表の内部手続について、ガイドライン等で規定することを想定しているのか。
- ・ 原則論としては、透明度を上げていくのが時代の流れだと思うが、杓子定規に当てはめると実務上過度の制約を課すことになるリスクがある。日本では公表前の情報漏洩が大きな問題となっている現状にないのか、外国の例を参考にしつつ検討していくといった姿勢で良いのではないのか。
- ・ 構造統計では、分析の都合上、省内の関係部局と内容について事前に打合せをすることがあり、内部手続があまり制約的だと支障がある。統計の性質によって手続が異なることも留意してもらいたい。
- ・ 加工統計には、政策の立案根拠となるものがあり、その場合、加工統計が政治的な圧力などから独立していることが重要。独立性を担保するため、将来推計値については、前提となる数値の算定根拠を公表することが必要。
- ・ 自己評価のためのガイドラインの中で検討したい。その際、過度に制約的にならないよう統計の中立性、独立性について記述することとしたい。

議題2：部会報告の審議について

主な質疑応答は以下のとおり。

【統計ニーズの把握方法】

- ・ 総合窓口を設置する総務省とは、具体的にはどの部局を意味するのか。
- ・ 政府横断的な運用については、政策統括官室が担当。E-Stat 等については、統計局の協力を得ることを想定。
- ・ 府省横断的なユーザーの意見は、統計委員会の下の専門部会などで随時機会を設けて聴取する形が良いのではないか。
- ・ 府省横断的なユーザーの意見を聞く機会をどのように設けるかは、報告書案の作成過程で整理することとする。

【基幹統計の指定等の基準の明確化】

- ・ 「全国かつ主要な・重要な」という基準はすべての統計に当てはまることであり、業務統計や加工統計を切り分けて整理する必要はないのではないか。また、法律上の基準である全国的な政策の企画立案に必要な統計の例示として、財政支出の判断根拠として用いられるという点を挙げられるのではないか。
- ・ 業務統計、加工統計に関する現在の記述は、両統計について特に指定の対象を厳選する意味だと理解される。
- ・ 今まで指定統計の対象とならなかった業務統計や加工統計が基幹統計の指定対象であることを文章上明確化していると理解すれば良いのではないか。
- ・ 社会・人口統計体系(SSDS)に掲載されているデータの源泉となる統計が挙げられているが、該当する統計は数多くあり、源泉となるデータは指定統計調査やそれに匹敵するものに限定しているわけではなく、基準としては緩すぎるのではないか。
- ・ 「各分野の主要な構造統計」とすると動態統計が抜け落ちる印象を受ける。また重要な加工統計の基礎データとなる統計にも、基幹統計にする必要のない統計がある。
- ・ 意見が出ている箇所は、あくまで判断要素の例である。必要であれば加除可能なので、事務局まで修正意見をお寄せいただきたい。
- ・ 将来推計値は、「統計」と理解して良いのか。
- ・ 外国でも将来推計値を統計と整理している例はあり、将来値だからといって統計から排除する必要はないと考えている。

【統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価】

- ・ 自己評価の関連では、既に政策評価があり、また統計委員会での審議も評価の一環であると理解しているので同じような評価が重複して実施され評価疲れがおきないように配慮いただきたい。
- ・ 統計調査の見直しは、社会変化に対応した優れた統計の整備といった前向きな観点で行ってもらいたい。
- ・ 自己評価を「重点的」に実施とあるが、一部の統計を抽出して行うという意味か、それとも、評価に特に注力するという意味か。
- ・ 毎年度、すべての統計調査について網羅的に行うものではない、との趣旨。
- ・ 見直し・効率化の観点には、体系的整備のための見直し・効率化といった観点も入るのではないか。
- ・ 部会とWGとの役割分担にもよるが、公的統計とは何かといった、基本的な事柄に関する記述を入れるべき。

- ・ リソースについてのそもそも論のようなものは、WGの報告で記述すべき。また、第1WGの報告、統計委員会の答申と基本計画とはどのような関係にあるのか。基本計画が閣議決定されることを考慮すると、第1WGの報告、統計委員会の答申には、リソースに関して大所高所からの議論を書くべきではないか。また答申案は各省協議を行うのか。
- ・ リソースに関しては、本WGの課題となっているので、可能な限りWGの基本的考え方との方策を書いて報告としたい。基本計画については、統計委員会の答申に沿ったものとするのが基本的な方針。各省協議は、基本的には答申を受けて作成した基本計画案で行うが、答申に際しても各府省の一定の合意を得ることは必要と認識。
- ・ 委員会の答申には、新統計法第1条にある目的や公的統計の重要性を、国民向けに分かり易く噛み砕いて記述してもらいたい。

【統計基準の設定】

- ・ 職業分類について、産業分類等と同じレベルの遵守を求めるのは困難ではないか。
- ・ 個々に遵守レベルを設ける旨、記述している。
- ・ 本報告書で言う「品質」はすべて同じ定義と理解して良いのか。
- ・ IMFデータ品質評価フレームワークで言う品質に準拠して考えていくことになる。
- ・ 地域区分や人口階層区分については、統計基準との関係でこれまでの議論でどう整理されたのか。
- ・ 各府省における地域ブロック区分の統一化については、現実的に困難と考えられることから盛り込んでいない。
- ・ 人口階層区分などについては、積極的な研究を行うような記述を検討してみたい。

【統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用】

- ・ 統計委員会の役割が抑制的に書かれている印象を受ける。統計委員会が様々な意見を吸い上げてより主体的な活動が求められるのではないか。各府省における「情報共有・調整等を行うための場」の設置とあるが、これで統計リソースの有効活用などの目的が達せられるのか疑問。
- ・ 指摘の箇所は、委員会から与えられた課題に対応する行政機関側の責任を明確化する趣旨で記述したもの。委員会の役割は法律上も明確化されており、委員会がその役割を十分に果たせるようにしていくことが重要。
- ・ リソースの偏在もあり、また、業務効率化も必要だが、一方で限界に達している部門も存在する。報告書に統計委員会としての人的リソースに関する問題意識を記述しておくべき。
- ・ 時系列的にも、国際比較上も、日本の統計リソースは過度に縮小されてきている。リソースの総量と配分の在り方について、統計委員会が警鐘を鳴らすことが必要ではないか。
- ・ 各省の理解が得られれば、公表の遅延、精度の低下といった支障の実例も書けると良い。
- ・ リソース不足に陥っている箇所（中央か地方か等）を明示した方が良い。
- ・ 「専門家集団」については、フランスの国立統計経済研究所のような組織が理想形だが、それが困難だとすれば、長期スケジュールに基づき、各府省間で専門能力を持った人材を融通し合う形が作れないかと想定。
- ・ リソースの問題は各府省任せにしても進まないのでは、統計委員会の役割は重要。ただし、専門家集団についての実行可能性も十分詰めるべき。
- ・ 統計局では、科学技術基本調査等のように府省横断的な調査を実施しているが、このような調査には「共管・共同調査」はなじまないことを明確にしてほしい。

- ・ 「共管・共同調査」に係る記述は、一般的な方針を示しており、具体化に当たっては、個々の統計調査の性質に応じて判断されるものとする。
- ・ 定員査定当局の理解も得る必要があるため、「財政当局等」とすべき。また、「人材の量と質のバランス」において、部門が例示されているが、必ずしもこういった整理がしきれないところもあるので、例示は不要とする。

【実査体制（統計専任職員等）】

- ・ 調査環境の整備という観点から、マンションの管理者・オーナー等、民間の協力者の積極的な開拓をリソースに絡めて記述できないか。また、統計調査員の負担軽減と処遇改善を同じ括りで整理するのは、行政改革の精神に反すると誤解されないか。むしろ処遇改善は調査員の調査内容の改革及び能力の向上とあわせて考えるべき。
- ・ 処遇改善は各府省の努力としているが、統一単価に関して改善を図るには統計審議会の答申の改定が必要ではないか。調査の削減等により、調査員手当単価増額のリソースが生み出せないか。
- ・ ①国の基幹統計＝地方にとっての基幹統計ではない、②新たな統計整備ニーズへの対応とあるが、法定受託事務の新設は現実的ではない、③業務量平準化のための調整の場では、調査手法も議題としてほしい、④統計専任職員制度、調査員調査の手法の見直しについては、少なくとも検討は必ず実施してほしい。
- ・ 国の基幹統計が地方公共団体にとっても重要な統計であることはこのWGでの基本的な合意事項と考えており、基幹統計の位置づけは修文の上で残すことをご理解いただきたい。
- ・ 統計専任職員についても基準単価等もさることながら、その数も重要と考えている。また、能力認定制度について研究の主体はどこになるのか。
- ・ 国の厳しい財政事情を考慮すれば、専任職員の基準単価の見直しには、定数の削減が必要と認識。都道府県の実情や意見も踏まえ慎重に検討することが必要。能力認定制度の研究については、国が主体となつての創設は規制緩和に反しかねないことから、公益法人等への委託の可能性を検討。
- ・ 実査体制については、現状の分析を記述すべき。地方分権改革関係の記述では、「実査系統にも影響」ではなく、「公的統計の作成に支障」といった表現が適切。また、「検討状況に留意」については、「検討状況に的確に対応」といった表現にして、基本計画部会につないでほしい。
- ・ 実査体制については、きちっと書くべきである。
- ・ 統計専任職員については重要な問題であり、基準単価の見直しですむということではないと認識しており、不足していることを明示すべき。登録調査員の名簿情報を民間事業者に提供することに関しては、基本計画に書くべき内容ではないと考える。

【統計職員等の人材の育成・確保】

- ・ 人事ローテーションの対象として政策部局も想定できるため、統計の利用部局の例示は限定的すぎる。

【関係機関等（地方・学会等）との連携強化】

- ・ 「ユーザーの意見を聴く機会」ではなく、意見交換の場としてほしい。

議題3：その他

- ・ 次回は、本WGの報告書案の審議に入るが、報告書案に対する意見がある場合は、7月10日（木）18時までに事務局へ提出いただきたい。
- ・ 次回は、7月22日（火）14:00から、中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室で開催する。

以 上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>